

令和7年度第3回 播磨町都市計画審議会 議事要旨

日時：令和8年2月16日（月）13：30～15：20

場所：播磨町役場 第1庁舎3階 BC会議室

1 会議次第

1. 開 会
2. 出席状況報告
3. 諮問書の手交

播磨町都市計画マスタープランの改定及び播磨町立地適正化計画の策定について（諮問）

4. 議 事

- (1) 播磨東部地域都市計画区域マスタープラン等の変更について *兵庫県決定*
- (2) 播磨町都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の原案について
 - ・令和7年度各種会議主要意見と対応方針
 - ・計画素案に対するパブリックコメント
 - ・計画原案（計画素案からの主な修正箇所）
 - ・計画本編に付随する参考資料
- (3) 答申書（案）について（答申）

5. 報 告

- (1) 大池広場公園の都市計画決定について
- (2) 令和7年度事業の報告及び令和8年度事業の見通し
 - ①土山駅北周辺地区まちづくり検討業務について
 - ②北古田周辺地区まちづくり検討業務について

6. その他（共有事項）

- ・播磨臨海地域道路
- ・市街化調整区域土地利用検討（東野添周辺地区）

7. 閉 会

2 会議に出席した委員

小川 一茂（会長）、太田 尚孝、正木 隆資、神吉 史久、河野 照代、大北 良子、辻本 浩司、木村 勝、王子 收、松田 麻美子

3 会議録署名委員

大北 良子、王子 收

4 会議に出席した事務局職員

都市基盤部長 坂上哲也

課長 安立圭一、計画調整担当課長 岡本光嗣、課長補佐 平郡健資

計画調整係長 芦澤千春、計画調整係主査 中村瑛、計画調整係主事 前田祥吾

令和7年度第3回 播磨町都市計画審議会

1. 開会

2. 出席状況報告

(委員10名全員が出席され、当審議会条例第5条第2項の規定により、本日の審議会が成立している旨報告)

3. 諮問書の手交

播磨町都市計画マスタープランの改定及び播磨町立地適正化計画の策定について（諮問）

(佐伯町長より小川会長へ諮問書手交)

4. 議事

○小川会長

・本日の審議会議事録署名人については、大北委員、王子委員にお願いしたいが、お引き受けいただけるか。

○大北委員、王子委員

・承知した。

○会長

・「(1) 播磨東部地域都市計画区域マスタープラン等の変更について」について、事務局より説明をお願いしたい。

(1) 播磨東部地域都市計画区域マスタープラン等の変更について

(事務局説明 資料1)

○会長

・今回の区域マスタープラン等見直しについて、播磨町においては、区域区分変更なし、都市再開発の方針において「土山駅北地区」を継続して定めており、県の全体方針含め町としては原案に異存ないという説明であった。以上について、委員の皆さまからご質問・ご意見はあるか。

○委員

- ・2ページの(3)市町意見について、播磨町として考えている内容があれば記載してもよいと思うが、ほかに考えているものはあるか。なければこの記載で問題ない。

○事務局

- ・現時点で必要な内容は明記できている。

○会長

- ・今回の都市計画区域マスタープラン等の見直しにおいては加西市では区域区分の廃止という大きな変更があるようだが、播磨町では大きな変更はない。その認識で良いか。

○事務局

- ・そのとおりである。

○委員

- ・都市再開発の方針として位置付けられているのは土山駅北地区のみか。本荘・古宮地区など、ほかの地区は対象とならないのか。何か掲載の基準があるのか

○事務局

- ・土山駅北地区は、都市再開発事業として具体的な手法が定まっているため位置付けている。本荘・古宮地区については、現時点で、具体的な事業手法等が定まっていないため記載していない。

○会長

- ・その他ご質問等がなければ「播磨東部地域都市計画区域マスタープラン等の変更」については、本都市計画審議会において、「原案について異存なし。」とさせていただく。

○全委員

- ・異議なし。

○会長

- ・次に、(2)「播磨町都市計画マスタープラン(立地適正化計画)の原案」について、事務局より説明をお願いしたい。

(2) 播磨町都市計画マスタープラン(立地適正化計画)の原案について

(事務局説明 資料2)

○会長

- ・「播磨町都市計画マスタープラン(立地適正化計画)の原案」について、委員の皆様からご質問・ご意見をお願いしたい。資料2の冒頭に、前回意見に対する町の対応や考え方が示されているので、あわせて確認いただきたい。
- ・A5サイズのダイジェスト版について、どの程度準備して住民が手に取りやすくするのか。また、文字が小さく見にくい箇所もあると思うが、用紙の質などで見やすくなるのか。

○事務局

- ・ダイジェスト版の印刷部数は 3,000 部を予定している。全戸配布ではないが、公共施設での配架やホームページ掲載を予定している。手に取りやすいA5サイズとし、用紙はマットコート紙を使用する予定である。資料2の161ページ～165ページは計画本編の第7章から抜粋している。先日開催した第3回検討委員会でも文字量が多く見にくいとの指摘があったため、記載内容は簡素化する予定である。

○委員

- ・ダイジェスト版166ページの計画の進行管理部分の「PDCAサイクル」が何を意味しているのか、住民向けに分かりやすい説明を加えた方がよいのではないか。

○事務局

- ・住民の方に理解してもらいやすいよう、「PDCAサイクルとは」の注記を入れる方向で検討する。

○会長

- ・他にご質問等なければ、「播磨町都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の原案」については、以上とさせていただく。以上を踏まえて、諮問に対する答申案に進みたい。本日の意見を踏まえても、播磨町立地適正化計画の原案について特に異議はなかった。本審議会として異議なしとして答申よいか。

○全員

- ・異議なし。

○会長

- ・「異議なし」をいただいたので、事務局より答申書（案）を配布願う。
（事務局 答申書（案）を配布）

○会長

- ・事務局より答申書（案）を読み上げてもらい、各委員には内容や表現等の確認をお願いしたい。
（事務局 答申書（案）を読み上げ）

○会長

- ・こちらの内容で、答申書として町へ答申させていただく。なお、計画原案に係る誤字等の最終確認については、事務局へ一任したいため、よろしくをお願いしたい。以上で、議事は終了させていただく。
- ・また、私より1点お願いがある。他自治体の計画策定委員会にも関わる中で、播磨町の現行都市計画マスタープラン策定の最終審議時に、前回計画の目標がどの程度達成されたのか分かりにくいという意見があった。次回改定時では計画の達成状況が分かるよう、進捗管理の整理をお願いしたい。

○事務局

- ・令和7年度第1回都市計画審議会で提示した資料（第4章：都市づくりの方針と第7章：地域づくりの方針の役割分担表）を基に、計画の進捗管理していく予定である。

○会長

- ・次に、会議次第5の「報告」について、事務局より、説明をお願いしたい。なお、今回は報告事項が複数あるため、項目ごとに進めさせていただく。
- ・それでは、報告「(1) 大池広場公園」について、事務局より説明をお願いしたい。

5. 報告

(1) 大池広場公園

(事務局説明 資料3)

○会長

・それでは、委員の皆様からご質問・ご意見をお願いしたい。

○委員

・5ページの計画図のなかで公園中央に2本の線が描かれているが、何を示しているのか。

○事務局

・排水のための水路を示しており、右側の水路から池へ水を流す構造となっている。親水広場として水に親しめる公園とする計画である。

○委員

・トイレはあるのか。設置する予定はあるのか。

○事務局

・公園内に新設する予定はなく、隣接施設の既設トイレを利用させていただく想定である。

○委員

・公園を都市計画公園として位置付ける意義を教えてください。

○事務局

・公園整備計画を広く住民に周知できる、公園としての位置付けを継続的に確保できる、都市計画事業として事業認可を受けることで都市計画税を財源として活用できる、以上の3点である。

○委員

・整備内容として遊具を想定しているとのことだが、子ども議会で小学生の高学年が遊べる遊具がないとの意見が出ていた。そのような想定をされているのか。

○事務局

・高学年も利用できる遊具が必要と考えており、その点も踏まえて検討する。

○委員

・遊具と健康器具が計画されているが、健康器具は主に大人向けという理解でよいか。

○事務局

・当初は近隣に遊具があるため設置を想定していなかったが、要望を踏まえ遊具も設置することとした。健康器具は主に大人の健康づくりを想定している。

○委員

・健康遊具は最近よく見られるが、必要性はあるのか。

○事務局

・地域全体の健康づくりの観点から導入を検討している。

○委員

・イベント広場はどのような用途を想定しているのか。

○事務局

- ・イベント利用やキッチンカーの出店などを想定している。

○委員

- ・災害対応ベンチなど、防災機能の検討はしているか。

○事務局

- ・災害対応型ベンチの導入を検討している。近隣の小中学校が防災拠点となるため、公園自体を拠点とすることは難しいが、可能な範囲で防災機能を取り入れる考えである。

○会長

- ・その他ご質問等なければ、「大池広場公園」については、以上とさせていただきます。
- ・今後、地元説明会等を実施し、その結果を踏まえ、令和8年8月開催予定の都市計画審議会で改めて報告を受ける予定である。お気付きの点があれば、その際にも意見をお願いしたい。
- ・それでは、次に報告(2)「令和7年度事業の報告及び令和8年度事業の見通し」の1点目「土山駅北周辺地区まちづくり検討業務」について、説明をお願いしたい。

(2) ①土山駅北周辺地区まちづくり検討業務について

(事務局説明 資料4)

○会長

- ・それでは、委員の皆様からご質問・ご意見をお願いしたい。

○委員

- ・住民からはどのような意見が出ているか。

○事務局

- ・現時点では総論的な意見が中心であり、具体的な意見は今後出てくると考えている。エリアの課題やまちづくりの方向性については概ね地域の理解は得られていると捉えている。令和8年1月下旬に開催した令和7年度第3回まちづくり勉強会での主な質問としては、施行地区は播磨町内だけで想定しているのかという質問があり、近隣の加古川市と明石市とは常に情報共有を行っており、今後も連携しながら、より良いまちづくりを進めていきたいと説明している。また、バスや自転車を含めた歩道整備の計画、土地区画整理の範囲についての質問があった。その他の質問など詳細については町HPに公開しているので、そちらでご確認をいただきたい。

○委員

- ・3ページ右下に記載されている施行区域案について、南側にあるくぼ地の形の部分(過去に開発が行われたエリア)が対象範囲外だが、どのような経緯で現在の形状となっているのか。

○事務局

- ・これまでの整備経緯と、土地区画整理法や土地区画整理事業運用指針等との関係により、現在の形状となっている。

○会長

- ・その他ご質問等なければ、「土山駅北周辺地区まちづくり検討業務」については、以上とさせていただきます。
- ・それでは、続いて2点目「北古田周辺地区まちづくり検討業務」について、説明をお願いしたい。

(2) ②北古田周辺地区まちづくり検討業務について

(事務局説明 資料5)

○会長

- ・それでは、委員の皆様からご質問・ご意見をお願いしたい。
- ・播磨臨海地域道路の整備計画と歩調を合わせながら、播磨臨海地域道路の都市計画決定がなされれば、次の段階へ進んでいくための取組を継続していくという趣旨であったと理解している。

○委員

- ・住民の立場から申すと、播磨臨海地域道路の本線が播磨町を通らない整備計画となったため、播磨臨海道路計画に関する情報が、播磨町に十分に入ってきていないと感じる。町として、今後どのように住民へ周知していくのか。

○事務局

- ・現状として、情報が播磨町に共有されていないという認識はない。令和7年度は播磨臨海地域道路整備促進大会等大きな行事は開催されていないが、都市計画に関する公聴会は実施されている。また、本町も播磨臨海地域道路協議会には継続して参画しており、得られた情報については、議員の方はもとより、広報などを通じて、住民の方にお知らせしている。今後も情報共有は継続していくので、その点をご安心いただきたい。なお、令和8年度においては、環境影響評価も予定されており、こちらは播磨町においても関係する内容となる。

○委員

- ・北古田周辺のまちづくりについて、2ページ左側下段に、市街化調整区域における課題を3点挙げられているが、3点目の「町が主体となって整備できない」の記載は、逆に言えば、市街化区域であれば町が主体となって整備していくという意向があるということか。

○事務局

- ・当該地区は圃場整備が行われた市街化調整区域でもあり、市街化区域と比較すると、町が主体となり整備できるものではないが、当該地区のまちづくり検討は必要であると考えている。

○委員

- ・既存道路がある地区と、本荘・古宮地区のように道路整備が不足している地区がある中で、新たな道路整備が必要となる場合の影響はどう考えるか。

○事務局

- ・町が主体となって整備できるのは市街化区域となった場合である。整備地区を増やせば他事業が遅れ

る可能性もあるため、どこから着手するかは市街化区域全体の優先順位の中で判断する。行政が一度に全ての道路を整備することは難しく、狭あい道路の拡幅なども含め、段階的に進めていく考えである。

○会長

- ・その他ご質問等なければ、「北古田周辺地区まちづくり検討業務」については、以上とさせていただく。
- ・それでは、次第6「その他（共有事項）」について、説明をお願いしたい。

6. その他（共有事項）

播磨臨海地域道路、市街化調整区域土地利用検討（東野添周辺地区）

（事務局説明 資料6）

○事務局

その他、2点口頭となるが、共有させていただく。

1点目、古宮・本荘のまちづくり検討について。

古宮地区・本荘地区の沿岸部（旧浜国道の南側エリア）においては、令和5年～令和6年度にかけて実施した住民アンケートの結果に基づき、地域住民と共にまちづくりの方向性について検討を行っている。

令和7年度は、6月に公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターからアドバイザー派遣を受け、対象地区の自治会長様を対象とした勉強会を実施。その後、各自治会にご協力いただき、アンケート結果を取りまとめたものを地域内での回覧というかたちでフィードバックさせていただき、現在は先行モデル地区として古宮7丁目において地域と行政と一緒に検討を進めている。

古宮7丁目地区においては、意見交換会及び勉強会を開催し、対象地区内の道路、空き家について意見があり、まず空き家問題を中心に地域課題を考えていく方針となり、地域課題の解消に向けた検討が地域を中心に進められていることから、引き続き地域と協働し、支援する。

2点目、蓮池公園の都市計画変更について。

蓮池公園は、昭和49年から59年までに施行された区画整理事業の中で公園として、昭和57年に事業認可を受けて都市計画決定されている10,401㎡のうち、1,491㎡が整備され、昭和58年8月1日から整備済み部分供用が開始されて現在に至っている。未整備である8,910㎡については、当時からかんがい用水用のため池として残されており、現在ではかんがい用水の需要もなくなっている状態だが、公園整備の予定もない現状である。

一方、播磨町では、保育需要に対応しきれていない現状で、特に町北部エリア、蓮池小学校区内での供給不足が顕著になっている。現在、担当課では、このこども園需要に対応するためその建設候補地を検討中だが、現時点で都市計画公園である蓮池公園の一部が候補の一つとして挙がっている。

今後の検討によるが、この未整備区域であるため池部分を活用し、こども園を整備することとなった場合、当該ため池部分を都市計画決定の区域から除くような変更を行う必要が生じる可能性がある。

都市計画課としては、整備済み部分の蓮池公園は引き続き都市計画公園として供用され、蓮池公園の誘致範囲には、後年度に整備された大中遺跡公園等他の公園の誘致距離内でもあることから、未整備部分

の整備予定もなく、特に問題はないものと考えている。

現時点は検討中ではあるが、今後、本審議会でもご議論いただく可能性のある事項としてあらかじめ共有させていただきたく。

○委員

・蓮池を含め町内3つのため池はあまり利用されていない状況である。

○事務局

・今回の都市計画マスタープランでも、受益農地の少ないため池については必要に応じて廃止等を含めて今後のあり方を検討すると記載している。

○会長

・他に質問・意見がなければ、以上で本日の会議は終了とする。

○事務局

・令和8年度の都市計画審議会については、本日ご説明した大池広場公園の関係で、令和8年夏頃に第1回開催目途としている。日程については、令和8年度に入ってからあらためて調整させていただく。

7. 閉会

以上